

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成29年6月1日、6月7日、6月27日及び6月30日に行った、公文書の存否を明らかにしないで不開示とした14件の決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、別表1のとおり公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 審査請求人は、実施機関からの条例第8条の規定に基づく開示請求書の補正の求めに応じ、別表1①のとおり記載事項を補正した。
- (3) 実施機関は、次のとおりの日付で、本件開示請求に対して公文書の存否を答えることは、条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、その存否を答えることはできないとして、公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
  - ア 別表1① 平成29年6月1日付け
  - イ 別表1②から④ 平成29年6月7日付け
  - ウ 別表1⑤から⑨ 平成29年6月27日付け
  - エ 別表1⑩から⑭ 平成29年6月30日付け
- (4) 審査請求人は、次のとおりの日付で、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
  - ア 前記（3）ア 平成29年6月6日付け
  - イ 前記（3）イ 平成29年6月17日付け

ウ 前記（３）ウ及びエ 平成２９年７月２２日付け

- （５） 実施機関は、平成２９年６月１３日付けで、審査請求人に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２３条の規定に基づき、平成２９年６月６日付け審査請求書（前記（４）ア）の記載事項の補正命令を行った。
- （６） 審査請求人は、前記補正命令を受けた審査請求書の記載事項について、平成２９年６月１４日付けで補正を行った。
- （７） 当審査会は、本件審査請求について、後述する「審議の経過」のとおり、実施機関から条例第２４条に基づく諮問を受けるとともに、弁明書の写しの提出を受けた。
- （８） 当審査会は、平成２９年１１月１７日及び同年１２月２２日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- （９） 当審査会は、平成２９年１１月２４日付けで、本件審査請求に係る諮問第２９４号から第３０７号までについて、審査請求人が同一であること及び審査請求の内容が同様であると認められることから、これらを併合して審議することとし、審査請求人及び実施機関に通知した。
- （１０） 当審査会は、平成３０年１月１９日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。

### ３ 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- （１） 審査請求の趣旨  
本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- （２） 審査請求の理由  
別表２のとおり

### ４ 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- （１） 本件開示請求について  
審査請求人は、〇〇児童相談所が児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下

「法」という。)第33条の規定に基づいて行う子供の一時保護や、〇〇児童相談所と連携して、市町村、学校、病院及び警察といった関係機関が行う業務等について、公文書開示請求書に記載した特定個人に関わる事実があったものとして、本件開示請求により報告書等の公文書の開示を求めたものである。

本件開示請求に対して公文書の存否を答えることは、公文書開示請求書に記載された特定個人に関わる事実の有無(以下「本件存否情報」という。)を明らかにすることになる。

(2) 本件処分の理由について

本件存否情報は、条例第10条第1号で不開示情報として規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するため、条例第13条にのっとり、存否応答拒否として不開示決定を行ったものである。

## 5 審査会の判断

(1) 本件開示請求について

児童相談所は、児童の基本的権利を保障するため、法第12条等に基づき設置される機関であり、市町村、学校、病院及び警察等といった各分野の関係機関と連携を図りつつ、専門的見地から、相談、調査、判定、指導及び一時保護等の措置を行うことを業務としている。児童相談所は、こうした業務を行うに当たって、児童や家族の状況、児童の心身の状況、生育史、問題の発生状況等の情報を扱うが、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもののほか、当該児童の人格と密接に関連し、他人に知られたくない機微にわたる情報を多く含むものである。

審査請求人は、〇〇児童相談所が審査請求人の子供を一時保護したものとして、また、〇〇児童相談所とその関係機関が、当該子供とその家族を対象とした業務を行ったものとして、個人名、生年月日、日時、公文書番号、診断書ID番号、自治体名、学校名、病院名、警察署名及びその業務の詳細な事項を明記した上で本件開示請求を行った。

(2) 本件審査請求について

実施機関は、本件処分において、開示請求された公文書の存否を答えることは、条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条に基づき、その存否を明らかにすることはできないとして不開示決定を行った。これに対し審査請求人は、本件処分を取り消すとの裁決を求めて審査請求を行ったものである。

そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について検討する。

(3) 本件存否情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

また、同号ただし書き「法令若しくは他の条例により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及びハ「当該個人が公務員等（・・・略・・・）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当する情報については、不開示情報から除くものとしている。

本件開示請求は、特定の個人を名指ししているだけでなく、〇〇児童相談所とその関係機関が、特定の個人及びその家族に対して行ったとされる個人を特定し得る詳細な業務を明示し、その報告書等の公文書の開示を求めたものであることが認められる。

したがって、本件存否情報は、特定の個人が〇〇児童相談所及びその関係機関と何らかの関わりを持ったか否かという情報であり、条例第10条第1号本文の「個人に関する情報」であつて「特定の個人を識別することができる」情報に該当することが認められ、同号ただし書きイ、ロ及びハのいずれにも該当しない。

(4) 本件存否情報の条例第13条該当性について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求があった場合、通常は請求に係る公文書が存在すれば、それを対象公文書として特定し開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在しなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。このように、情報公開制度においては、公文書の存否が明らかにされた上で決定が行われるというのが原則である。しかしながら、存否自体を明らかにしがたい特定の個人の病歴や犯罪歴などセンシティブな情報の請求や、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求など、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なうような場合があることから、例外的に条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

本件開示請求に係る公文書について、対象となる公文書が存在することを前提に開示又は不開示の決定をした場合には、公文書開示請求書に記載された特定個人に関わる事実があったことを明らかにすることとなり、不存在を理由とした不開示決定を行った場合には、その事実がなかったことを明らかにすることとなる。

したがって、公文書の存否を答えることが本件存否情報を明らかにするものであり、条例第10条第1号に規定する不開示とすべき情報を開示することとなるので、条例第13条に基づき公文書の存否を明らかにしないで行った本件処分は妥当である。

なお、審査請求人及び実施機関のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

嶋崎健太郎、新井賢治、石井夏生利

審議の経過

年 月 日	内 容
平成29年 8月25日	諮問（諮問第294号）を受け、弁明書の写しを受理
平成29年 8月31日	諮問（諮問第295号、296号及び297号）を受け、弁明書の写しを受理
平成29年10月27日	諮問（諮問第298号、299号、300号、301号、302号、303号、304号、305号、306号及び307号）を受け、弁明書の写しを受理
平成29年11月17日	実施機関から意見聴取及び審議（第二部会第132回審査会）
平成29年12月22日	実施機関から意見聴取及び審議（第二部会第133回審査会）
平成30年 1月19日	審査請求人から口頭意見陳述聴取及び審議（第二部会第134回審査会）
平成30年 2月27日	審議（第二部会第135回審査会）
平成30年 3月23日	答申

別表 1

開示請求をする公文書の名称又は内容	
	個別ケース検討会議実施結果票 実施年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (平成29年5月10日付け開示請求)
①	個別ケース検討会議実施結果票：実施年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 実施機関：〇〇児童相談所、〇〇市〇〇課、〇〇保健センター、〇〇警察、〇〇保健所、〇〇小学校、〇〇市教育センター 対象となった児童：〇〇、〇〇、〇〇 特定妊婦とされた母 〇〇 (平成29年5月20日付け補正)
②	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号の一時保護 対象となった児童名 〇〇、〇〇、〇〇、〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇 〇〇児童相談所による家庭訪問時の写真撮影時の写真及び報告書の開示請求 (平成29年5月29日付け開示請求)
③	平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇号の一時保護 対象となった児童名 〇〇 施設の名称の開示請求 (平成29年5月31日付け開示請求)
④	診断書 I D 〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日生 日齢〇〇まで哺乳をほぼしていなかったことによる栄養失調 脱水症と診断した病院 医師名の開示請求 (平成29年5月31日付け開示請求)
⑤	個人情報漏れた施設の書類の差替えに自宅を訪問した際の報告書の開示請求を求める。実施機関名 〇〇児童相談所 〇〇、〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (平成29年6月13日付け開示請求)

⑥	<p>〇〇児童相談所へ回答している（証明書類添付する）平成29年1月10日付の〇〇市教育センターの経過報告書の開示請求を求める。また、報告内容の就学時健診に〇〇市〇〇小学校を訪問（平成〇〇年〇〇月〇〇日）した際の医師の報告書の開示請求を求める。対象とされたのは〇〇である。</p> <p>（平成29年6月13日付け開示請求）</p>
⑦	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇産後健診同行の報告書の開示請求を求める。</p> <p>（対象 〇〇）社会的に許されないと避妊指導をした〇〇保健センター〇〇保健師、〇〇市〇〇課〇〇主幹。</p> <p>（平成29年6月13日付け開示請求）</p>
⑧	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇児童相談所での空調設備不良での児童プレイルームでの面会の実施、母から無理やり子を引き離す〇〇（児相職員）暴力事件、〇〇警察の報告書及び〇〇児童相談所の報告書の開示請求を求める。</p> <p>対象：母 〇〇 と子 〇〇 〇〇歳〇〇か月</p> <p>（平成29年6月13日付け開示請求）</p>
⑨	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 埼玉県警察の家宅捜査報告書、写真の開示請求を求める。</p> <p>産後〇〇日の産婦と新生児の寝室にて1時間程の事情聴取、8名ほどの警察官が自宅内を写真撮影。対象とされたのは母 〇〇、新生児 〇〇。</p> <p>（平成29年6月13日付け開示請求）</p>
⑩	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日に行われた医療機関ケースカンファレンス実施報告書の開示請求を求める。実施機関名：〇〇児童相談所、〇〇保健センター、〇〇市〇〇課、医療機関、施設</p> <p>対象とされたのは、母 〇〇 と子 〇〇</p> <p>（平成29年6月6日付け開示請求）</p>
⑪	<p>平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇児童相談所〇〇担当の公用車にて搬送途中、赤ちゃんの体温が低下していると、ドクターに電話したが、緊急車両は呼ばない等の報告書及び所内会議録の開示請求をする。</p> <p>（平成29年6月16日付け開示請求）</p>



⑫	行政指導の面会通信制限に至った〇〇児童相談所の所内会議録を開示請求する。 〇〇号の一時保護の処分 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け (平成29年6月16日付け開示請求)
⑬	平成〇〇年〇〇月〇〇日の〇〇児童相談所の家庭訪問前後の所内会議録の開示請求をする。急な家庭訪問の実施、訪問日3日前に電話にて約束。 訪問後、判定の協議で一時保護延長通知。 (平成29年6月16日付け開示請求)
⑭	平成〇〇年〇〇月〇〇日 法第26条第6項、児童福祉法施行令第32条第1項 〇〇の乳児院入所措置について法第28条措置の申立てにおいて、埼玉県児童福祉審議会第一回児童審議部会での答申書の開示請求を求める。 (平成29年6月16日付け開示請求)

別表2

	諮問番号	審査請求の理由
①	第294号	特定の個人が個別ケース検討会議の対象となったことは、すでに明らかであり、実施機関名も明らかである。
②	第295号	実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、特定の個人は親権者父母の子であり、当該子が一時保護になったという事実及び〇〇児童相談所が、家庭訪問時に審査請求人の目の前で自宅内の写真撮影を行った事実は明らかである。一時保護延長との判定が〇〇児童相談所から通知され、審査請求人は法的権利を侵害されている。
③	第296号	実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別すること

		<p>ができるものを開示することとなるためとしている。しかし、特定の個人は親権者父母の子であり、当該子が一時保護になったという事実及び当該子が〇〇年〇〇か月の委託施設入所となった事実は明らかである。子の所在が明らかにされない理由が〇〇児童相談所から回答されないため、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
④	第297号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、特定の個人は親権者父母の子であり、当該子が診療を受けたという診断書が〇〇児童相談所から出されている。生後〇〇日まで哺乳をほぼしていないことによる栄養失調という診断書は、出生児の体重が〇〇gの新生児にはあり得ない判断であり違法である。医療ネグレクトの疑いから断定という判定が〇〇児童相談所から通知され、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑤	第298号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、特定の個人は親権者父母の子であり、特定の個人ではなく自宅の写真である。医療ネグレクトの疑いから断定という判定が〇〇児童相談所から通知され、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑥	第299号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実に誤りのある記載の報告書である。公務員法で明らかに違法な行為である。事実認証のため医師の報告書の開示を求める。これらの報告書の記載により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑦	第300号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別すること</p>

		<p>ができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実には誤りのある記載の報告書である。公務員法で明らかに違法な行為である。事実認証のため医師の報告書の開示を求めるとともに、全ての関連のある報告書等の開示を求める。これらの報告書の記載により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑧	第301号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実には誤りのある記載の報告書である。公務員法で明らかに違法な行為である。事実認証のため警察署員の報告書を求めるとともに、全ての関連のある報告書等の開示を求める。これらの報告書の記載により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑨	第302号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実には誤りがある報告書であるから、事実認証のため警察署員の報告書を求めるとともに、全ての関連のある報告書等の開示を求める。これらの報告書の記載により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑩	第303号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実には誤りがある報告書であるから、事実認証のため関係機関の報告書を求めるとともに、全ての関連のある報告書等の開示を求める。これらの報告書により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑪	第304号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求</p>

		<p>めた報告書は、事実には誤りがある報告書であるから、事実認証のため関係機関の報告書の開示を求める。〇〇児童相談所での協議等により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑫	第305号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実には誤りがある報告書であるから、事実認証のため会議録等の開示を求める。〇〇児童相談所での協議等により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑬	第306号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実には誤りがある報告書であるから、事実認証のため会議録等の開示を求める。〇〇児童相談所での協議等により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>
⑭	第307号	<p>実施機関は、不開示決定を行った理由を、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるためとしている。しかし、開示を求めた報告書は、事実には誤りがある報告書であるから、事実認証のため答申書等の開示を求める。埼玉県児童福祉審議部会での協議等により、審査請求人は法的権利を侵害されている。</p>